

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件
 - 土地改良区の解散を認可した件
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である件二件

- 落札者を決定した件二件
 - 随意契約の相手方を決定した件
 - 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件
 - 一般競争入札を行う件二件

- ## 福島県人事委員会

告
示

福島県告示第二百四十三号

- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年五月三十一日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 内堀雅雄

一大規模小売店舗の名称及び所在地

位置別総面積のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

公告第九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があつた。

令和六年五月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- | | |
|---|--|
| 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい鎌田店 福島県福島市鎌田字一里塚九番十九号ほか | 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千六百四十三平方メートル |
| 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル | 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和六年三月一日 |
| 五 届出年月日
令和六年五月二十一日 | 六 届出をした者
株式会社 いちい |

（商業まちづくり課）

公告第97号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年5月31日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ターニングセンタ 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年3月31日（月）
- (4) 納入場所 福島県立白河実業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年6月24日

(月) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話 024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年5月31日(金)から同年6月24日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年6月12日(水)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年6月12日(水)午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年7月12日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Turning centre 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 12 July 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 11 July 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)